

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（建築主体）工事	契約金額「1,162,150,000円」を「1,162,683,500円」に改める。	令和元年12月26日

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 465,632円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年 8 月 19 日、盛岡市月が丘三丁目 29 番 14 号地内において、ごみ出しサポートの収集のため市有車が相手方の敷地に入りました際、塀に接触し、破損したことによる。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例
（盛岡市産業支援センター条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市産業支援センター条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「平成21年総務省告示第 175号」を「平成25年総務省告示第 405号」に改める。

（盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「平成21年総務省告示第 175号」を「平成25年総務省告示第 405号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

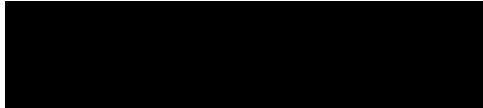
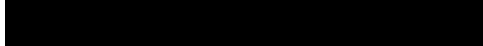
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 315,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年11月12日、盛岡市緑が丘三丁目地内において、信号及び標識の無い十字路交差点で市有車と相手方車両が会頭衝突し、車両を損傷したことによる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金56,625円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年11月21日、盛岡市内丸地内の駐車場において、駐車中の公用車に乗り込む際、運転席ドアの開閉時に突風に煽られ、隣に駐車中の相手方の車両の助手席ドアにぶつかり、車両を損傷したことによる。

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
令和元年度盛岡市防災行政無線 （同報系）整備工事	契約金額「182,160,000円」を 「181,993,900円」に改める。	令和 2 年 2 月 4 日

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|--|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 2 損害賠償の額 | 金93,530円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和元年11月26日、盛岡市立厨川中学校グラウンドにおいて、保健体育の授業中ソフトボールのファウルボールが防球ネットを越え、駐車場に駐車していた相手方の車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

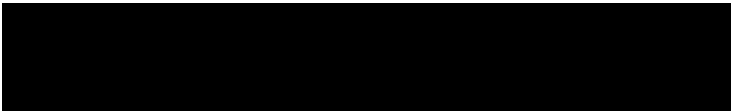
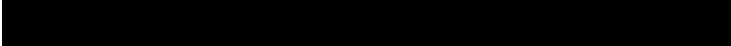
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 18 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 116,600円也
- 3 損害賠償の原因

地域おこし協力隊員が任期途中の令和元年12月 5 日付けで退任したことに伴い、公務に使用するデスクトップパソコン等の賃貸借契約（長期継続契約）について、デスクトップパソコン 1 台分を解約する変更契約を行ったことによる。